

1. 独立行政法人福祉医療機構の平成25年度事業内容について

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、福祉の増進並びに医療の普及及び向上を目的として、病院、診療所及び介護老人保健施設等の医療関係施設等に対して、その設置・整備又は経営に必要な資金を長期・固定・低利な条件で融資する事業等を行っているところである。

平成25年度医療貸付事業においては、需要動向を踏まえた融資枠とし、国の政策推進に合わせて所要の貸付条件等の設定等を行うこととしたので、管下の医療機関等に対する周知方よろしくお願いしたい。

なお、機構の借入申込みについては、従来より、整備を行う施設等を所管する都道府県知事からの証明書・意見書の提出をお願いしているところであるが、平成25年度においても引き続きご協力をお願いしたい。

また、機構からの融資を予定しているものについては、予め機構の融資相談を受け、適切な事業計画を策定するようご指導願いたい。

(1) 事業計画

区 分	平成24年度予算	平成25年度予定	対前年度伸率
貸付契約額	2, 074億円	2, 140億円	3. 2%
資金交付額	1, 794億円	2, 058億円	14. 7%

(2) 貸付条件の優遇措置

○ 経営安定化資金に係る融資条件の優遇措置

制度改正（出資持分の払戻しに係る資金を除く）や金融環境変化に伴う経営悪化等に対応するため、現行の経営安定化資金の貸付限度額の引上げを行う。【平成26年3月末まで】

<貸付限度額> 3. 6億円（病院）

<償還期間> 8年以内（うち据置期間1年以内）

※ 介護老人保健施設及び診療所については、現行の貸付限度額及び償還期間にて対応

○ 在宅復帰・在宅療養強化型介護老人保健施設等の融資率の優遇措置

平成24年度の介護報酬改定において、介護老人保健施設の在宅復帰支援機能の強化を目的に在宅復帰・在宅療養支援機能の充実した施設に係る基本施設サービス費の新設や加算が実施されており、当該サービス費や加算を取得する施設に対して融資率の優遇を行う。

<融資率> 85%（介護老人保健施設）

○ 災害融資における貸付利率の優遇措置

台風等の災害で被災した医療機関の早期復旧を促し、地域における医療提供体制を確保することが求められるため、被災地域における災

害復旧資金等の貸付利率について優遇を行う。

<貸付利率> 財政融資資金借入金利率

※貸付金利（平成25年1月17日改定）		
病院（乙種増改築）	20年償還	1.2%
	30年償還	1.6%
介護老人保健施設	20年償還	1.2%
	30年償還	1.6%
診療所（乙種増改築）、助産所等		1.2%
指定訪問看護事業		1.2%

○ 国際戦略総合特別区域計画及び地域活性化総合特別区域計画に係る融資条件の優遇措置

国が掲げる「日本再生戦略」の推進及び総合特別区域法に定める「総合特区制度」を活用した地域の包括的・戦略的な取組みを支援するための融資制度を創設する。

<融資率> 所要額の90%（建築資金及び機械購入資金）

<貸付利率> 財政融資資金借入金利率（建築資金）

※貸付金利（平成25年1月17日改定）		
病院（乙種増改築）	20年償還	1.2%
	30年償還	1.6%
介護老人保健施設	20年償還	1.2%
	30年償還	1.6%
診療所（乙種増改築）、助産所等		1.2%
指定訪問看護事業		1.2%

○ 南海トラフ地震などの大震災に備えた医療施設等の高台への移転に係る融資条件の優遇措置【平成26年3月末まで】

事前防災として津波が想定される区域からの高台移転を行い医療関係施設等を新たに整備する事業に対し、融資率等の優遇を行う。

<融資率> 所要額の95%

<貸付利率> 当初5年間 無利子

（7.2億円を超える部分は財政融資資金借入金利率▲0.9%）

6、7年目 財政融資資金借入金利率▲0.9%

8年目以降 財政融資資金借入金利率

※ 地域医療再生臨時特例交付金、介護基盤緊急整備等臨時特例基金等の交付が行われた施設整備のみ対象

※貸付金利（平成25年1月17日改定）		
当初5年間（7.2億まで）		無利子
当初5年間（7.2億超）及び6,7年目		
病院、介護老人保健施設等	20年償還	0.3%
	30年償還	0.7%
8年目以降		
病院、介護老人保健施設等	20年償還	1.2%
	30年償還	1.6%

○ 再生可能エネルギー等施設整備事業に係る融資率の優遇措置

「日本再生戦略」において、今後一層エネルギーの効率化を進めていく必要性が生じていることから、医療関係施設に係る再生可能エネルギー等施設整備事業について、低炭素建築物として認定された建物に対して融資率の優遇を行う。

<融資率> 90%

○ 介護基盤の整備に係る融資条件の優遇措置（平成21年度からの継続【平成26年3月末まで】）

<融資率> 90%（介護老人保健施設）

<貸付利率> 財政融資資金借入金金利▲0.5%（当初5年間）、6年目以降+0.1%

※ 貸付利率の優遇措置は、介護基盤緊急整備等臨時特例基金等の交付が行われた耐震化整備のみ対象

※貸付金利（平成25年1月17日改定）		
介護老人保健施設		
当初5年間	20年償還	0.7%
	30年償還	1.1%
6年目以降	20年償還	1.3%
	30年償還	1.7%

○ アスベスト対策事業に係る優遇措置（平成20年度からの継続【平成26年3月末まで】）

<融資率> 病院、診療所、（准）看護師養成施設等
85%

介護老人保健施設 80%

医療従事者養成施設、助産所 75%

<貸付利率> 病院・診療所（乙種増改築）、医療従事者養成施設、助産所

財政融資資金借入金金利 +0.1%

介護老人保健施設、指定訪問看護事業

財政融資資金借入金金利+0.05%

※貸付金利（平成25年1月17日改定）			
病院（乙種増改築）	20年償還	1.3%	
	30年償還	1.7%	
介護老人保健施設	20年償還	1.25%	
	30年償還	1.65%	
診療所（乙種増改築）、 医療従事者養成施設、助産所 指定訪問看護事業		1.3%	
		1.25%	

(3) 耐震化整備に取り組む医療機関に対する貸付条件の緩和（平成21年度からの継続）

<融資率> 所要額の95%（ただし、乙種（病床充足地域）での土地取得資金については30億円または増収効果額の低い額を限度とする）

<貸付利率> 交付金対象整備 財政融資資金借入金利
▲0.5%（当初5年間）
その他の整備 財政融資資金借入金利同率

※ 医療施設耐震化臨時特例交付金の対象となる整備は平成26年3月末まで

※貸付金利（平成25年1月17日改定）			
病院（交付金対象整備）			
当初5年間	20年償還	0.7%	
	30年償還	1.1%	
6年目以降	20年償還	1.2%	
	30年償還	1.6%	
病院（その他の整備）	20年償還	1.2%	
	30年償還	1.6%	

(4) 東日本大震災に係る優遇措置

東日本大震災に係る災害復旧資金については、貸付利率を一定期間無利子とし、融資率を100%とするなどの優遇を行っているところであるが、平成25年度においても引き続きこれらの優遇措置を実施するので管下の医療機関等に対する周知方よろしく願いたい。

◎医療施設の融資のご相談先

東日本地域

医療貸付部医療審査課

TEL：03-3438-9937

西日本地域

大阪支店医療審査課

TEL：06-6252-0219